

## 調査要領

### 1. 記入要領

#### ■全般

- 特殊な状況がある場合など、様式及び本調査要領に従って記入することが困難な場合は、必ず、事務連絡に記載の問合せ先に対応方法を確認してください。
- 列の追加、セルの結合・解除、書式の変更、コメントやオブジェクトの挿入等を行わないでください。(集計作業に重大な支障をきたすおそれがあるため、場合によっては再提出が必要となる場合があります。)

#### ■法人名・学校名

- 国立大学法人及び大学共同利用機関法人においては法人名を、国立高等専門学校においては学校名を、それぞれ記入してください。

#### ■団地名

- 国立大学法人等施設実態報告における報告内容と同一の名称を記入してください。
- 1つの主要団地が複数の特定行政庁にまたがる場合は、特定行政庁ごとに区分した上で、それぞれ異なる主要団地として回答してください。

#### ■特定行政庁名

- 主要団地が所在する区域を所管する特定行政庁名を記入してください。

#### ■(1) 定期報告が必要な建築物の報告の状況

- 各主要団地における、建築基準法第12条第1項に基づく定期調査の結果の特定行政庁への報告(以下、「定期報告」という。)が必要な建築物(建築基準法施行令で定めるもの及び特定行政庁が規則で定めるもの。)を対象とします。
- 建築物の用途ごとに、以下にしたがって「○」「×」「該当無し」から選択してください。
  - ・団地内に定期報告が必要な建築物があり、その全てについて定期報告を行っている場合、「○」を選択してください。
  - ・団地内に定期報告が必要な建築物があり、その一部又は全部について定期報告を行っていない場合、「×」を選択してください。
  - ・団地内に定期報告が必要な建築物がない場合、「該当無し」を選択してください。

#### ■(2) 定期報告が必要でない建築物の点検の状況

- (1)において「学校又は体育館」「病院」「下宿、共同住宅又は寄宿舎」のいずれも「該当無し」であった主要団地を対象とします。(いずれかの用途に「○」又は「×」を記入した団地については、(2)はすべて空欄としてください。)
- 対象主要団地の建築物であって、用途ごとに以下に掲げるものを対象とします。

学校又は体育館：地階又は3階以上のもの、床面積の合計が2,000㎡以上のもの

病院：地階又は3階以上のもの、床面積の合計が300㎡以上のもの

下宿、共同住宅又は寄宿舍：地階又は3階以上のもの、床面積の合計が300㎡以上のもの

○建築物の用途ごとに、以下にしたがって「○」「×」「該当無し」から選択してください。

- ・団地内に上記に該当する建築物があり、その全てについて専門的な点検（平成20年国土交通省告示第282号を参考として実施する有資格者による専門的な点検のことを言う。以下同じ。）を行っている場合、「○」を選択してください。
- ・団地内に上記に該当する建築物があり、その一部又は全部について専門的な点検を行っていない場合、「×」を選択してください。
- ・団地内に上記に該当する建築物がない場合、「該当無し」を選択してください。

※上記の判断に当たっては、特に、平成26年の建築基準法改正並びにこれに伴う関係政省令告示及び特定行政庁における条例や規則の改正内容を確認し、平成28年10月1日時点での適用状況に基づいて判断してください。

## 2. 公表

- 「国立大学・大学共同利用機関法人」及び「国立高等専門学校」のそれぞれについて、各調査項目の団地数を集計したものを公表する予定としています。（個別の機関名等は公表しません。）